

宇都宮市児童相談所設置基本計画

令和8年3月

宇都宮市

目次

1	計画策定の目的等	
(1)	背景・目的	1
(2)	位置付け	4
(3)	これまでの経過	4
2	設置に係る基本的な考え方	
(1)	基本理念	5
(2)	施設機能	6
(3)	設置・運営	10
(4)	一時保護施設の定員数	10
3	運営体制	
(1)	児童相談所の人員配置	11
(2)	専門人材の確保・育成の考え方	13
(3)	組織体制	14
4	施設整備	
(1)	建設予定地	15
(2)	施設整備に関するコンセプト	18
(3)	施設の構成	19
(4)	ゾーニング	22
5	計画の推進にあたって	
(1)	里親委託の推進	23
(2)	子どもの権利擁護の推進	23
(3)	財源の確保	24
(4)	開設スケジュール	24

1 計画策定の目的等

(1) 背景・目的

国においては、全国的に児童人口が減少する中、虐待に関する相談対応件数が増加するなど、深刻化する児童虐待に対応するため、これまで、市町村における寄り添い型支援の強化や都道府県等における児童相談所の専門性向上などを図ってきました。

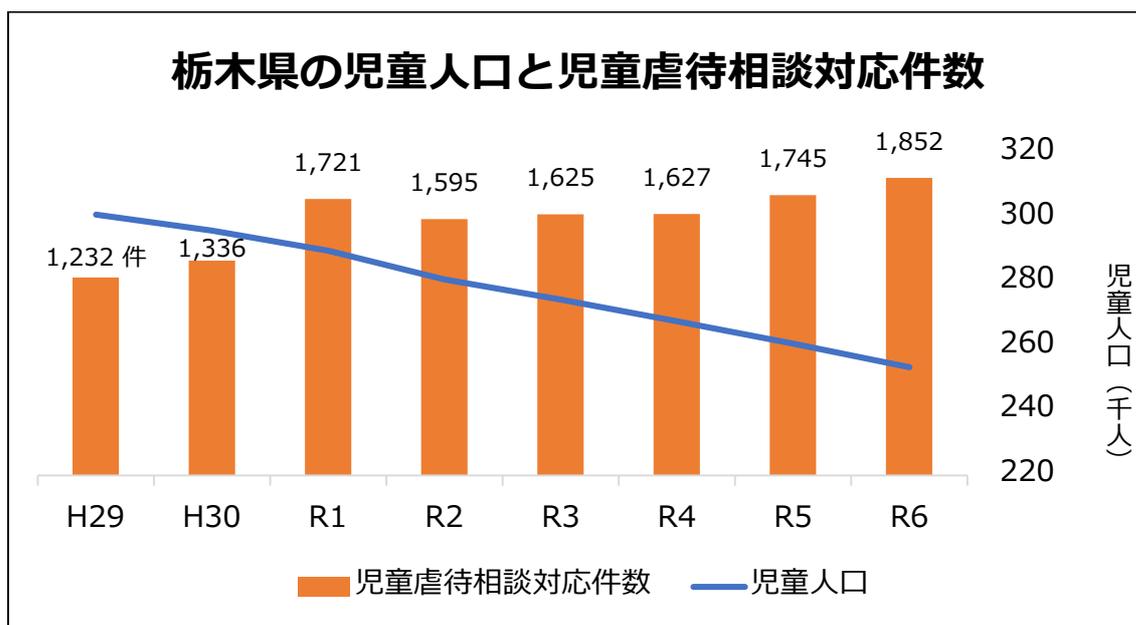
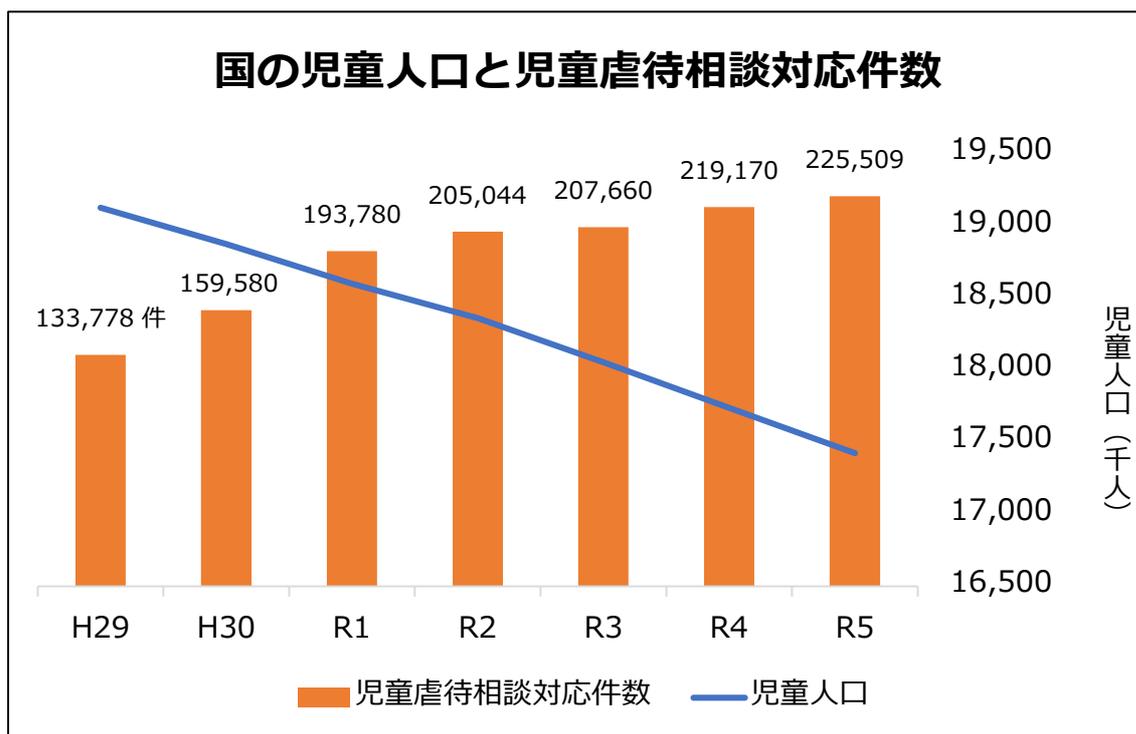
本市においても、国より緩やかではあるものの、相談対応件数が増加傾向にあるとともに、県の一時保護施設における平均保護日数の増加など、相談内容も複雑・多様化している状況にあり、令和5年4月には母子保健と児童福祉を一体的に実施する「こども家庭センター」を国の設置目標年次より1年前倒して設置するなど、積極的な体制強化に取り組んできました。

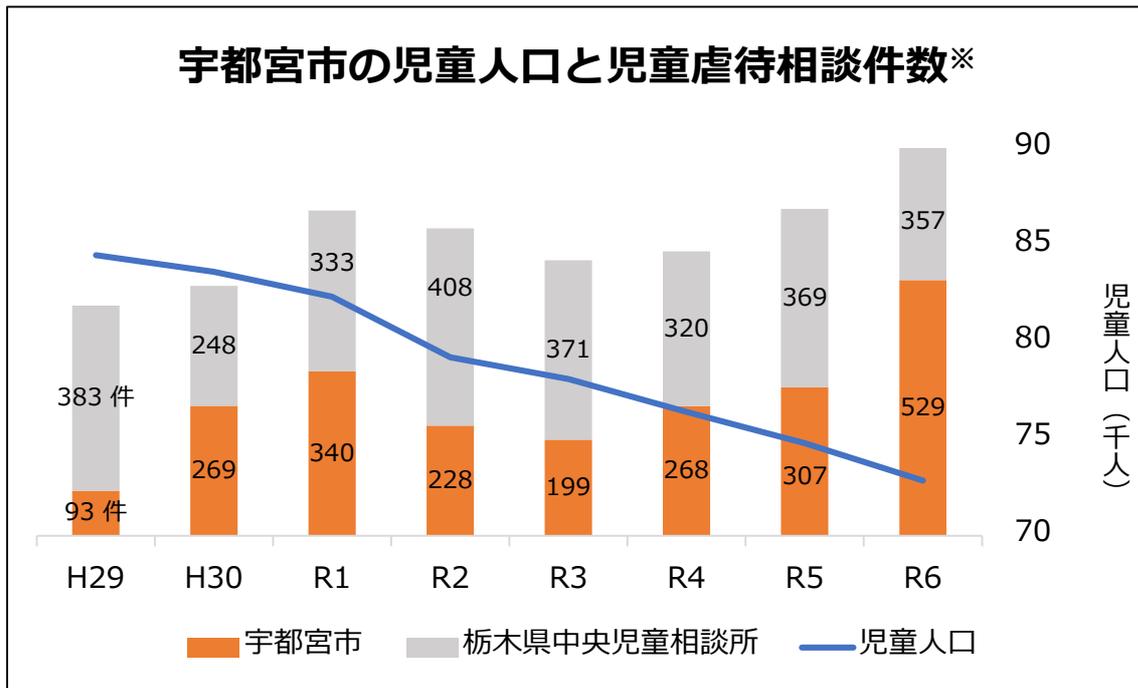
こうした中、全国の中核市等においては、虐待の早期発見や家庭等への専門的支援を適切に行うことができるよう、国の基準において児童相談所の管轄人口を原則、50万人以下と定められたことなどを受け、独自に児童相談所を設置する動きが加速している状況にあります。

本市においても、これまでの「寄り添い型支援」に加え、本市自らが全ての「宮っこ」を取りこぼすことなく、虐待等から守るとともに、家庭等への更なる支援の強化を図ることにより、未来ある子どもの健やかな成長に繋げることができるよう、一時保護等の専門的支援が可能な児童相談所を設置することとしました。

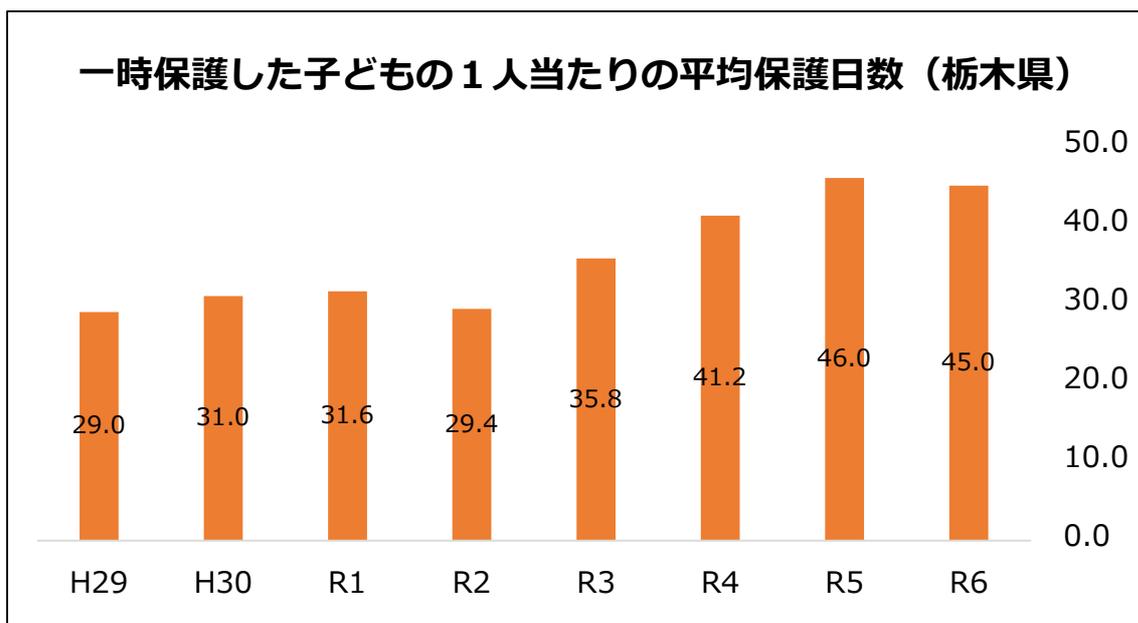
本計画は、本市において独自に児童相談所を設置するため、令和6年5月に策定した「宇都宮市児童相談所の設置に係る基本方針」を踏まえ、建設予定地や複合機能、ゾーニング等の施設整備に関する条件や、組織・人員体制等の施設運営に関する基本的な考え方等を示すものです。

【虐待対応の現状】



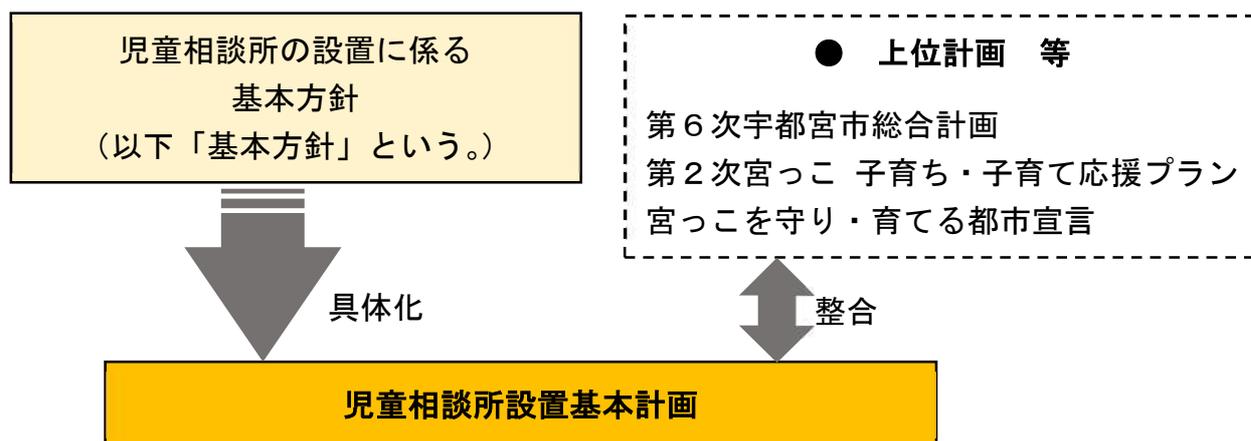


※ 本市と県中央児童相談所間での事案送致に伴う事案の重複分を除いた件数（本市作成）



(2) 位置付け

本計画は、「第6次宇都宮市総合計画」や「第2次宮っこ子育て・子育て応援プラン」等の上位計画との整合を図るとともに、「児童相談所の設置に係る基本方針」を踏まえながら、本市における児童相談所の設置に向けた具体的な考え方や方向性等を示すものです。



(3) これまでの経過

【本市の経過】

- 令和4年度 児童相談所の設置に向けた検討を行う旨を表明
庁内検討組織を設置
- 令和5年度 外部有識者会議・県との連携推進会議を設置
- 令和6年度 基本方針を策定

【国・県の動向】

- 平成18年度【国】 児童福祉法改正により、中核市において児童相談所の設置が可能と規定
- 令和2年度【県】 県社会的養育推進計画において、児童相談所の相談体制の強化に係る取組として「中核市の児童相談所設置促進」を位置付け
- 令和3年度【国】 児童福祉法施行令において、児童相談所の管轄区域に係る参酌基準として、管轄区域の人口は概ね50万人以下とすることを規定
- 令和6年度【県】 県社会的養育推進計画において、児童相談所の機能強化に係る取組として「中核市(宇都宮市)の児童相談所設置に向けた支援等」を位置付け

2 設置に係る基本的な考え方

(1) 基本理念

基本方針においては、全ての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、子ども政策を総合的に推進することを目的として制定された「こども基本法」のほか、本市の「第2次宮っこ 子育て・子育て応援プラン」の理念や「宮っこを守り・育てる都市宣言」の内容等を踏まえ、以下の視点を盛り込んだ基本理念を定めました。

- ✓ 子どもの権利を尊重すること、また、保障されること。
- ✓ すべてのこどもたちが生まれ育った環境に左右されることなく、思いやりの心をもって、人間力を高めながら、笑顔でいきいきと成長できる社会の実現に向け、地域が一体となって宮っこを守り・育てる都市を目指します。

基本理念

全ての子どもの権利を尊重し、
地域社会が一体となって子どもを守り・育てる



(2) 施設機能

ア 基本的機能（児童相談所機能）

国の児童相談所運営指針等に基づき、以下を本市児童相談所の基本的機能とします。

相談機能	専門的な知識や技術を必要とする相談について、家庭や地域状況、生活歴、発達、性格、行動など、専門的角度から総合的に調査・診断・判定し、これに基づく援助指針等を定め、関係機関等と連携しながら一貫した子どもの援助を行う機能
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能
措置機能	子どもや保護者を児童福祉司等が指導し、必要に応じて子どもを児童福祉施設等への入所や里親への委託等を行う機能

イ 複合機能（関係機能）

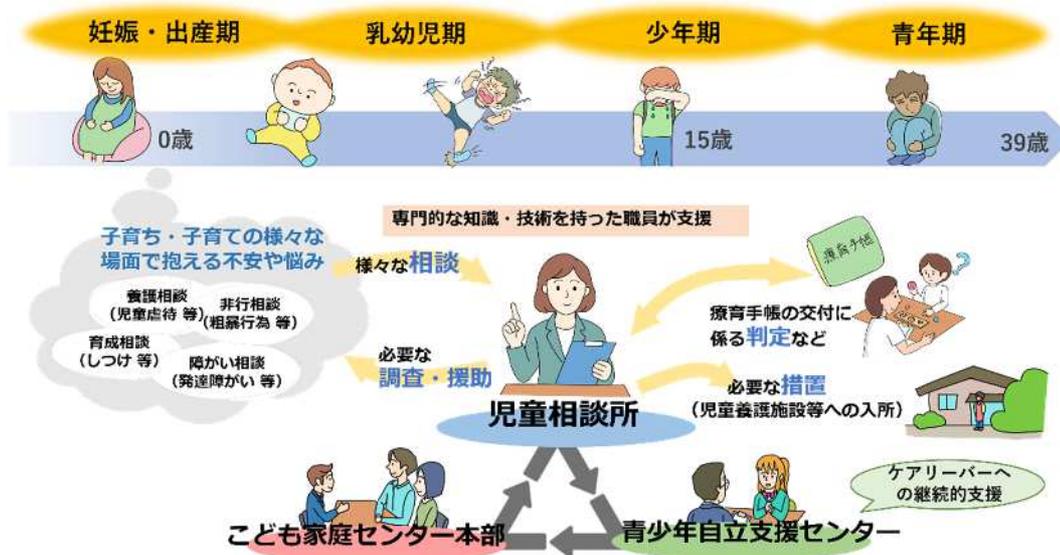
県中央児童相談所と本市関係組織の連携状況等を踏まえ「相乗効果の発揮」や「利便性の向上」等の観点から、以下を本市児童相談所の複合機能とします。

こども家庭センター本部	市内保健福祉拠点（5か所）に設置された相談窓口で受けた相談事案を集約し、虐待が疑われる事案に係る家庭調査等を行い、児童相談所等と連携しながら、家庭への支援・指導を行う機能
青少年自立支援センター（ふらっぷ）	ひきこもりや非行、就業困難など、自立に困難を抱えるおおむね15歳から39歳までの青少年等からの様々な相談に応じ、子ども・若者に関する機関等と連携しながら、社会的な自立に向けた支援を行う機能

上記機能の複合により、「**妊娠・出産から子育て、社会への自立まで、子ども・若者や保護者、家庭等に対する切れ目のない一貫した支援を行う施設**」を目指す。

※今後、市民が施設に対する親しみや愛着を持てるような施設名称や愛称を検討予定

●切れ目のない一貫した相談支援（イメージ）



今後、その他関係機関とも円滑な連携が図られるよう、児童虐待防止等ネットワーク会議との連携強化など、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

【参考】複合化の検討経過

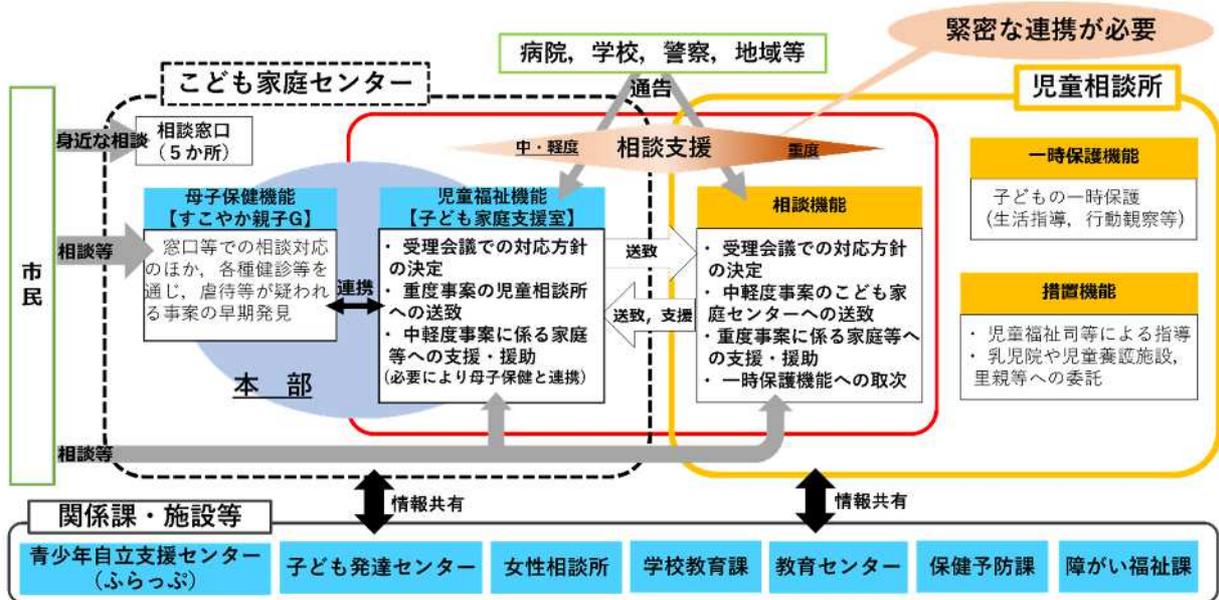
① 複合化の基本的な考え方

県中央児童相談所においては、虐待やしつけ、発達等の様々な相談に対し、本市関係課等と連携を図りながら支援を提供していることから、基本方針における以下の検討の視点を踏まえ、児童相談所の複合化について検討しました。

＜検討の視点＞

- 児童相談所と同じ場所に置くことにより、
 - ✓ 児童相談所はもとより、複合化する機能についても効果を高めることができるか。 ⇒ **相乗効果の発揮**
 - ✓ 市民の利便性が向上するか。 ⇒ **利便性の向上**
 - ✓ 整備費等の増加など、財政負担への影響が大きいか。 ⇒ **財政負担の多寡**

② 本市児童虐待等への対応状況



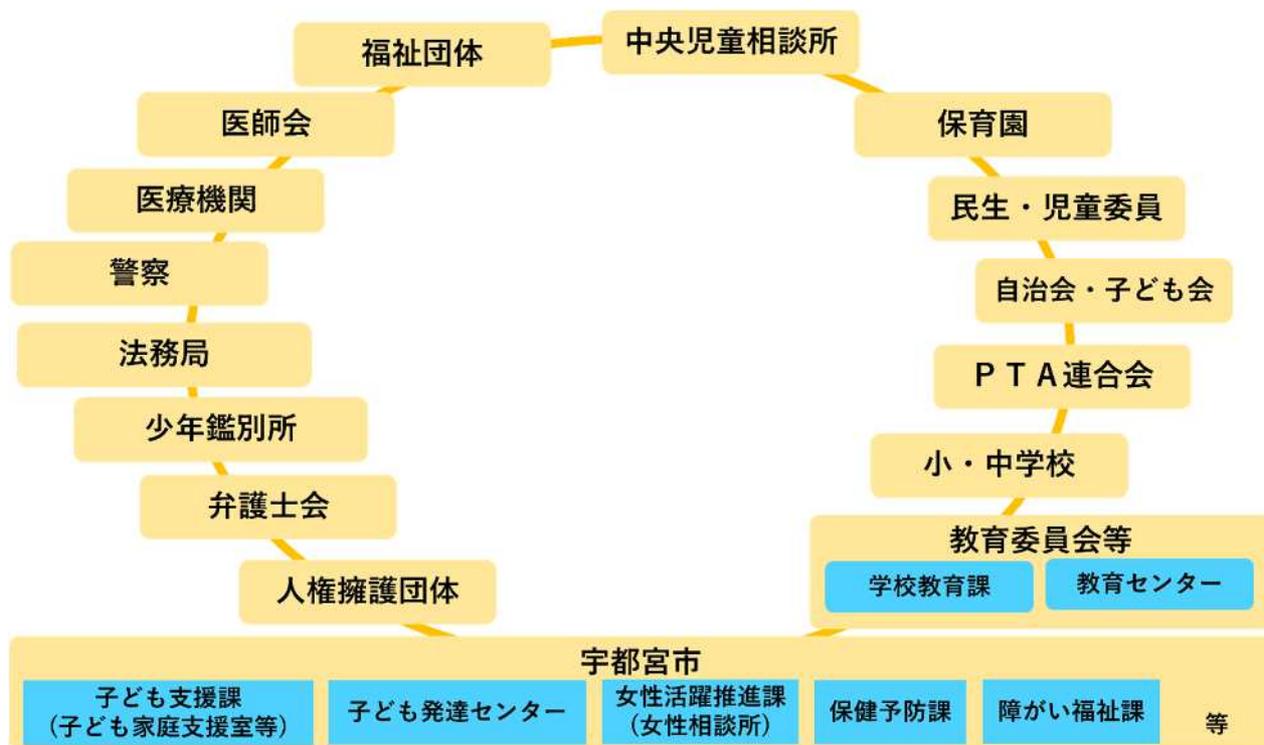
③ 児童相談所との複合化に係る関係課・施設ごとの比較検討

関係課・施設	児童相談所との連携状況	相乗効果の発揮	利便性の向上	財政負担
子ども支援課 子ども家庭支援室、すこやか親子G (こども家庭センター本部) 母子保健と児童福祉に係る寄り添い型支援等に対応	虐待事案等の取次や共有、調査への同行等 (年120件程度)	事案の程度によらず、統一的な対応方針に基づく緊密に連携した支援が可能となり、相乗効果が期待 * 母子健康手帳の交付や健診等は関連サービスの提供に係る利用者の利便性の観点から原則、現状の体制等を維持	一貫した相談や支援の享受が可能となり、利便性向上が期待	特になし
青少年自立支援センター (ふらっぶ) ひきこもりや非行、就業困難など、自立に困難を抱える15～39歳の青少年等の様々な相談に応じ、適切な支援機関への取次等に対応	18歳未満のひきこもりや自立支援に関する事案等の共有 (年20件程度)	ケアリーバーへの支援強化が図られ、18歳以降の青少年の自立までの継続的支援が可能となり、相乗効果が期待	18歳以降においても継続的支援の享受が可能となり、利便性向上が期待	特になし
子ども発達センター 発達障がいに係る様々な相談受付から療育支援まで一貫して対応併設する西部保育園とのノーマライゼーション推進に資する交流事業を実施	発達障がいに関する事案等の共有 (年数件程度)	発達障がいの疑いのある児童等に専門的支援を受けさせるケースでは相乗効果が期待されるが、現状を踏まえると効果は限定的	療育支援の専門施設として、施設機能が十分発揮されているため、大幅な利便性向上は見込まれない。	療育専用施設の新設費用が必要
女性相談所 DVや離婚、家庭内の問題など、困難な問題を抱える女性に対する相談支援を実施	面前DV等が疑われる事案等の共有 (年数件程度)	家庭内でDV被害を受ける母子が相談に訪れるケースでは相乗効果が期待されるが、現状を踏まえると効果は限定的	相談内容の多くが女性特有のものであるため、大幅な利便性向上は見込まれない。	特になし
その他 (保健予防課、学校教育課、教育センター、障がい福祉課等) サービスに関する市民等の相談支援に対応し、庁内他課と連携し施策・事業等を推進	精神疾患、不登校等の事案内容に応じた共有等	事案に応じた情報共有時には相乗効果が期待されるが、現状を踏まえると効果は限定的	庁内関連窓口等から分離するため、利便性低下が懸念	特になし

児童虐待防止等ネットワーク会議等を通じた連携を図っていく。

<宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議>

子どもに関係する機関等により構成され、児童虐待防止の啓発推進や個々の事案への適切な対応を図り、総合的に児童虐待の未然防止、早期発見・早期対応を行う機関



(3) 設置・運営

本施設の運営については、関係法令や施設特性等を踏まえ、原則、市の直営とし、維持管理について、必要に応じて別途業務委託により実施します。

✓ 児童相談所

児童福祉法により、児童相談所設置自治体の職員を所長・所員として配置する必要がある。

✓ 一時保護施設

24時間365日体制下で、子どもの安全確保や心身の適切なケア、援助方針の決定に係る行動観察や生活指導など、児童相談所の要となる重要な施設である。

施設の整備については、基本設計において、国が示す一時保護施設の設備等に関する基準等を踏まえながら、施設内容の具体的な検討を行った上で、その後の実施設計・整備工事を一括して発注するなど、民間活力を活用した整備を前提とします。

なお、今後、民間活力の活用に係る導入可能性調査等を実施し、財政負担の軽減等の効果の詳細を検証していきます。

(4) 一時保護施設の定員数

児童相談所と併設する一時保護施設については、虐待等から保護した全ての子どもを一時保護できる十分な定員数とするため、これまでの1日当たりの最大保護人数等を基に、定員数は、20名（男児7名、女児7名、幼児6名）とします。

なお、一時保護施設については、国の設備等に関する基準に基づき、子どもができる限り良好な家庭的環境で安全・安心に生活することができるよう、男児・女児・幼児ごとに、居室・風呂・トイレ・リビング等で構成される「ユニット」の整備（3ユニット）を基本とした運営体制の構築や施設の整備に取り組んでいきます。

3 運営体制

(1) 児童相談所の人員配置

本市児童相談所の人員配置については、国の児童相談所運営指針等に基づく職種及び職員数の配置を原則とし、十分な支援が可能な人員配置を目指します。主要な専門職種及び職種ごとの必要人員数等は下表のとおりです。

	職種	主な業務内容	必要人員数	想定される本市職種
相談・措置機能	所長	各部門の統括，法定権限の行使	1人	医師，社会福祉士等
	児童福祉司※1	相談，調査，社会診断，必要な支援・指導，里親制度等の相談・措置業務全般	23人以上 (SV※2含む。)	社会福祉士，一般行政，保健師等※3
	児童心理司※1	カウンセリングや心理診断等の心理判定	11人以上 (SV含む。)	技師（心理）
	保健師	発達相談や保健指導	1人以上	保健師
	医師	医学診断や医学的知見による助言指導	1人以上	小児・精神科等医師
	弁護士等	法的知識を要する業務，法務に関する助言指導	1人以上	弁護士
	警察官※4	警察との連絡調整，刑事・急訴事案への対応，警察の知見による助言指導	1人以上	警察との人事交流等を検討
一時保護機能	児童指導員・保育士※1	子どものケア，行動診断等の一時保護業務全般	28人以上※5	社会福祉士，保育士，一般行政等※3
	指導教育担当職員	一時保護機能における職員の指導及び教育	1人以上	児童相談所・一時保護施設業務経験者
	嘱託医	子どもの健康診断	1人以上	医師（小児科）
	看護師	子どもの健康管理	1人以上	看護師
	学習指導員	子どもの学習支援，学校関係者との連絡調整	1人以上	教員（OB含む。)
	心理療法担当職員	子どもへの心理療法やカウンセリング等によるケア	2人以上	技師（心理）等
専門職種配置数 計 73人以上※令和8年2月時点 （このほか，総務事務等に従事する職員を配置予定）				

※1 児童相談所業務の中核を担う職種であり，正規職員を中心とした配置を想定

※2 児童福祉司や児童心理司に対し，専門的見地から職務遂行に必要な技術について指導・教育を行う職種

※3 職種ごとの任用要件（必要となる資格や経歴）を満たす職員を任用

※4 児童相談所運営指針等における必置職員ではないものの，非行やぐ犯，重篤なケース等に対応するために配置を想定

※5 24時間365日体制での適切な支援の提供や夜勤の職員負担を考慮し，保護人数が定員20人となる場合の必要最小限の職員数

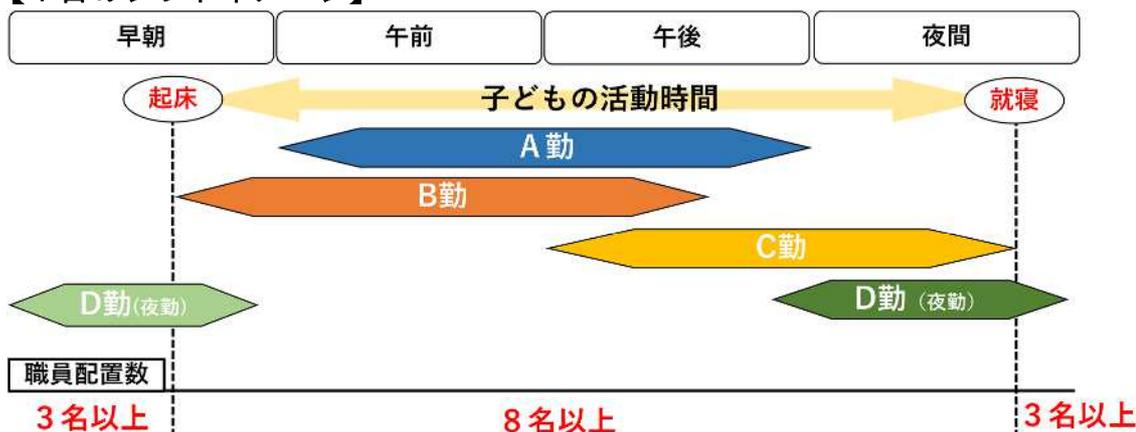
【参考】児童指導員・保育士の必要人員数

一時保護施設に配置する職員のうち、子どもの生活指導や行動観察等の一時保護施設業務の中核を担う児童指導員・保育士については、国の基準等に定められる必要人員数への適合はもとより、24時間365日体制で適切な支援を行える人員体制を構築します。

なお、夜間の勤務等については、職員に大きな負担を伴うことから、他都市施設の運用状況等を踏まえながら、職員負担の軽減にも十分配慮した体制を構築する必要があります。

- **基準に基づく必要数** ※定員20名に達する場合
 - ・ 日中【児童の起床から就寝まで】⇒8名（幼児3名，学齡児5名）以上
 - ・ 夜間【児童の就寝から起床まで】⇒3名（各ユニット1名）以上
- **勤務の条件等**
 - ✓ 環境変化等に伴う子どもの微細な変化が発現しやすい夜間から翌早朝までの時間帯の勤務については、子どもへの個別ケア等に適切に対応できるよう、「夜勤^{*}」とする。
 - ※ 労働時間として夜間に通常業務を行う勤務形態。労働時間外として夜間に待機し、緊急事案等に対応する「宿直」とは異なる。
 - ✓ 子どもに応じた継続的かつ適切な支援ができるよう、各シフト間において十分な情報共有を行える勤務体制とする。
 - ✓ 夜勤については、職員負担の軽減を考慮し、原則、1回/週・人とする。
 - ✓ 夜間（就寝時間）まで勤務した翌日は、原則、早朝からの勤務シフトには入らないものとする。
 - ✓ 週休日を2日/週以上確保する。

【1日のシフトイメージ】



4交代制のシフトを基本とし、週休日2日/人の設定等を考慮すると、28名以上の職員配置（会計年度任用職員を含む。）が必要となる。

(2) 専門人材の確保・育成の考え方

(1)に示した専門人材の確保に向けては、令和6年度から心理職の採用を開始したほか、令和8年度からは新たに社会福祉士の採用を開始予定であり、その他の職種についても、先進自治体の取組を参考にしながら、供用開始に向け、着実な人材の確保に取り組みます。

特に、所長や児童福祉司・心理司のS V等については、高度な専門知識を要する職種であることから、他自治体の児童相談所での勤務経験を有する人材を登用できるよう、一般公募、任期付採用、県からの職員派遣など、有効な確保策を検討していきます。

また、児童福祉司や児童心理司、児童指導員・保育士については、開設までに業務上必要となる専門的な能力等を習得させる必要があることから、本市児童を取り巻く環境や地域特性等を踏まえた支援スキルの習得等を目的とした県内児童相談所への職員派遣に加え、令和8年度より、先進的な支援方策や施設の新設に係る準備ノウハウの習得等を目的とした首都圏近郊の児童相談所設置市（特別区含む。）への職員派遣（1人当たり1年程度を想定）を実施します。

【必要な専門的能力等】

<職種>

<能力, スキル等>

児童福祉司
児童心理司

- ✓ 相談・措置業務への十分な理解や一時保護機能との円滑な連携
- ✓ 医療ネグレクト等に伴う親権停止や臨検・搜索等の法的対応に係る高度な相談援助技術

児童指導員
保育士

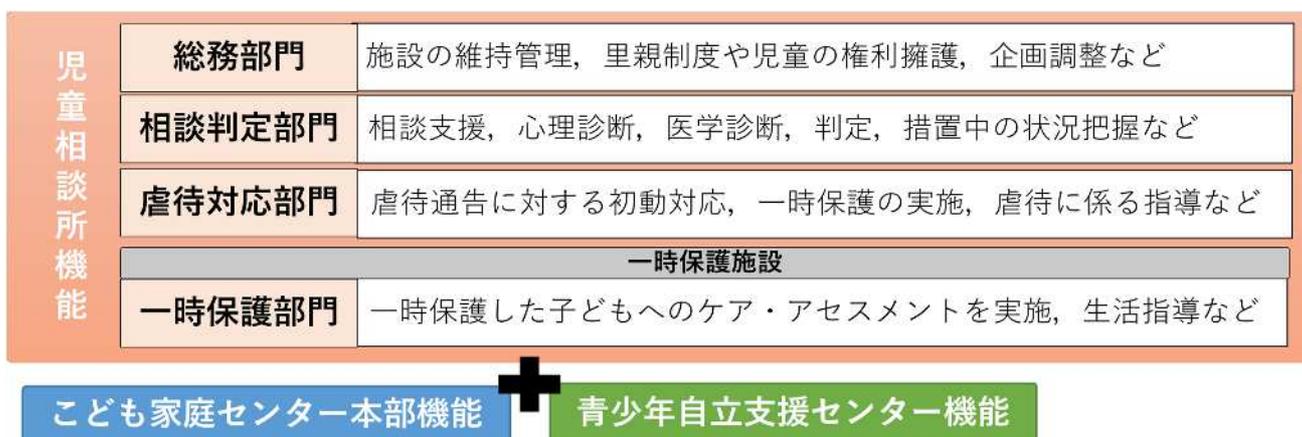
- ✓ 一時保護業務への十分な理解や相談・措置機能との円滑な連携
- ✓ 短期間での児童の心身の状態を把握できる観察力や援助方針の決定に必要な専門的なコミュニケーションスキルや支援技術、的確な判断力

庁内の業務への従事のみでは上記能力等の十分な習得が困難

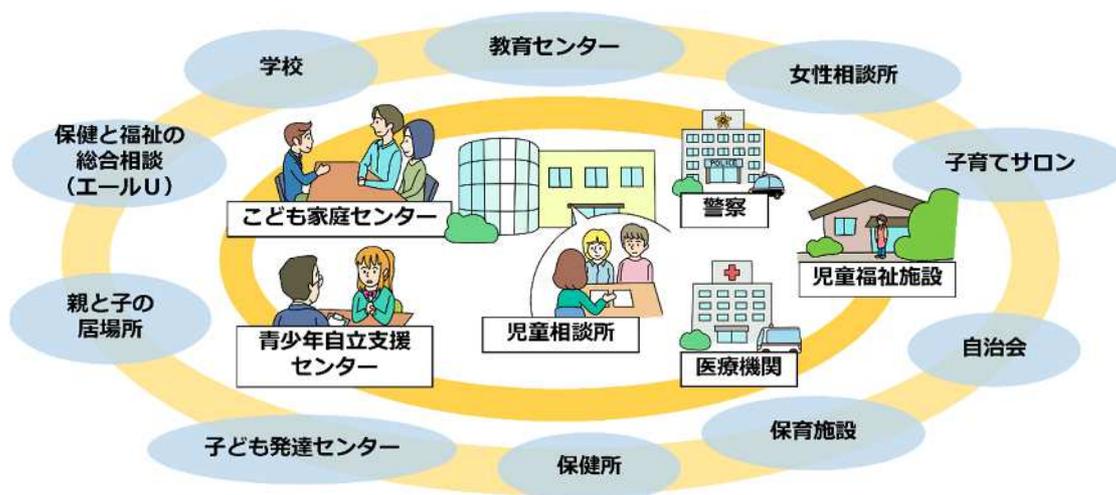
(3) 組織体制

児童相談所機能の構成部門については、基本方針で示す「総務」・「相談・措置」・「判定・指導」・「一時保護」の4部門を基本とします。

このうち、「相談・措置部門」と「判定・指導部門」については、業務の性質から、虐待を除く相談支援業務を一括して対応する「相談判定部門」と、児童虐待に特化した対応を行う「虐待対応部門」に二分することとし、複合機能である「こども家庭センター本部機能」と「青少年自立支援センター（ふらっぷ）」と連携した相談支援が可能な組織体制を構築します。



具体的な組織体制については、今後の派遣研修で得た知見等を踏まえながら、引き続き、運営と一体的な検討を行い、効果的な支援が可能な組織体制を構築します。



子育て家庭等からの多様な相談に対し、児童相談所と複合機能の連携はもとより、保健や福祉など、市民にとって身近なサービスを提供する基礎自治体としての強みを生かした包括的な支援体制を目指します。

4 施設整備

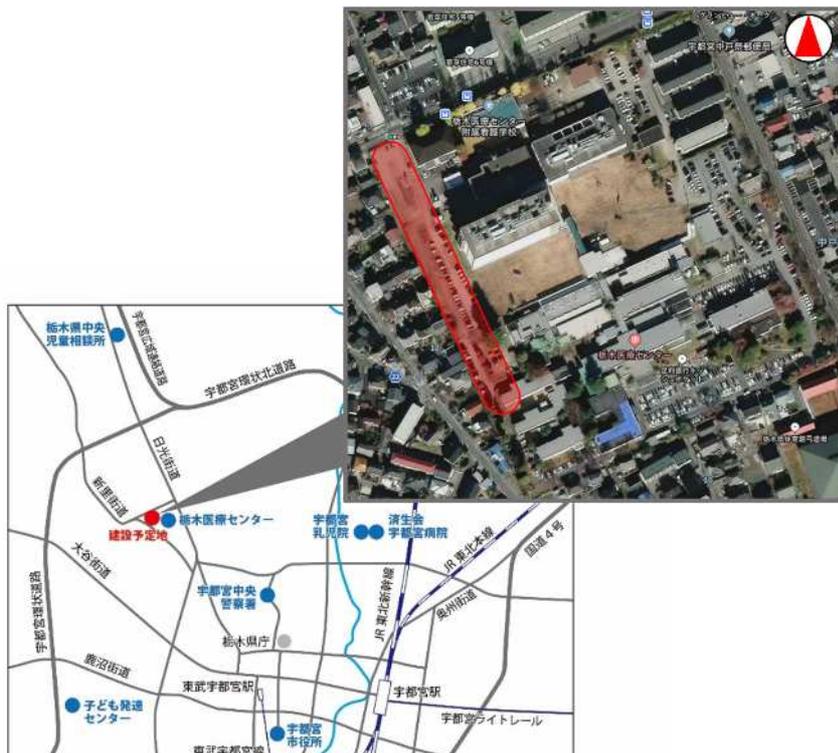
(1) 建設予定地

本市児童相談所については、基本方針で定めた以下の視点等を踏まえながら、総合的に最も適した場所として「独立行政法人 国立病院機構栃木医療センター内敷地」を建設予定地に選定しました。

- ✓ 緊急時の迅速性
- ✓ 市民の利便性
- ✓ 候補地の規模
- ✓ 土地の安全性
- ✓ 他機関との連携
- ✓ 保護した子どもへの配慮

建設予定地の概要

- 所在地
宇都宮市中戸祭1丁目99番
- 面積
約6,000㎡



● 特徴

- ✓ 中央地域に位置し，市内3警察署を含め**市内全域への迅速なアクセスが可能**
- ✓ ハザードエリア外に位置し，**浸水等による被害リスクが低い**
- ✓ バス停に近接し，運行本数も多い(11本/時間)ため，**公共交通の利便性が高い**
- ✓ 中央警察署や県中央児童相談所，虐待対応が可能な医療機関，乳児院など，**関係機関との円滑な連携が可能**
- ✓ 周囲を遮蔽物で囲われ，**保護した子どもの十分なプライバシーの保護が可能**

● 土地利用条件等

区域区分	市街化区域
用途地域	第2種中高層住居専用地域
容積率	200%
建ぺい率	60%
高さ制限	道路斜線：勾配 1.25(適用距離 20m) 隣地斜線：20m+勾配 1.25
日影規制	10m超→4-2.5時間
接道条件	建築基準法第42条第1項：市道23号線 幅員11m
防火地域	指定なし
文化財等	埋蔵文化財包蔵地に該当なし
施設主要用途	児童厚生施設等（児童相談所・一時保護施設）

【参考】建設予定地の選定の経過

① 選定指標の設定

選定の視点に基づき、より客観的かつ具体的な指標（選定指標）を設定

視点	選定指標
緊急時の迅速性	外環状線沿線※より内側に位置すること ※ 外環状線へのアクセス性が容易な外側 500m 以内
市民の利便性	駅・バス停等(LRT 停留場予定地含む。)から半径 250m※以内であること ※ 公共交通（バス）の利用圏域（「芳賀・宇都宮地域公共交通計画」）
候補地の規模	敷地面積 2,800 m ² ※以上を確保可能であること ※ 他市児童相談所の敷地面積を基に設定
土地の安全性	洪水・土砂災害・ため池・内水に係るハザードエリア外であること※ ※ 被害リスクの回避への対応が可能な土地は対象
他機関との連携	・ 施設内の緊急時に対応要請を行う管轄警察署から半径 4km 以内※ ・ 虐待を受けた児童等に対応可能な医療機関・乳児院から半径 4km 以内※ ※ 県中央児童相談所から各機関・施設までの距離
保護した子どもへの配慮	・ 高層建築物や学校等と隣接していないこと※ ・ 今後、高層建築物の建設が見込まれる都心環状線外であること ※ 子どものプライバシー保護等への対応が可能な土地は対象

② 対象地の絞り込み

83箇所

●市有地（駐車場等）●民有地（駐車場、農地等）●その他公共用地（国・県有地等）

③ 各候補地の評価

市内全域へのアクセス性や公共交通の利便性、保護した子どものプライバシー保護の確実性、整備に係るスケジュールや財政負担等の観点から、各候補地を定量的に評価

④ 建設予定地の決定

最も高い評価となった「(独)国立病院機構栃木医療センター内敷地」を建設予定地として選定

(2) 施設整備に関するコンセプト

基本方針においては、子どもの最善の利益を優先するため、児童相談所及び一時保護施設については以下の3つのコンセプトを軸とし施設整備を行うこととしています。

● 子ども・保護者にとって相談しやすい空間

重要な相談機能を有するため、来所する子どもや保護者が安心して相談できる環境づくりが必要である。

● 子どもにとって安全・安心な生活空間

一人ひとりの状況に応じた適切な支援が行える環境であるとともに、子どもが安心感を持てる安全な生活空間を創出する必要がある。

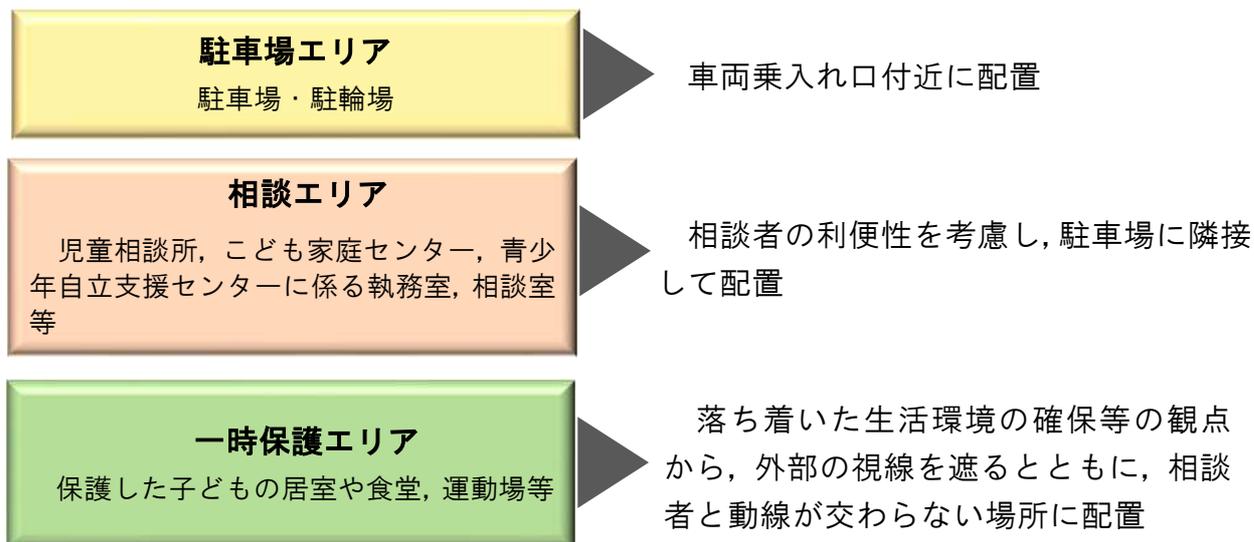
● ユニバーサルデザイン・キッズデザインや環境に配慮した施設

子どもや障がい者でも利用しやすい施設であるとともに、エネルギー効率等を考慮した環境にやさしい施設を目指す。

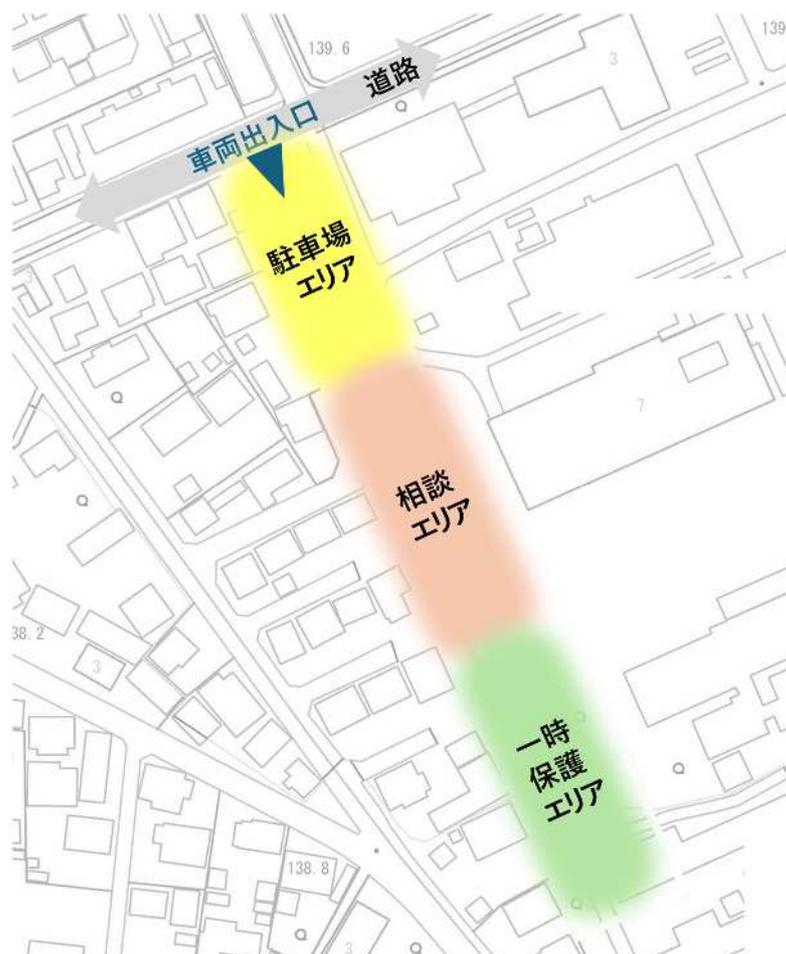
(3) 施設の構成

ア 機能配置の考え方

効率的な敷地利用の観点から「駐車場」「相談」「一時保護」の3つのエリアに大別し、各機能を以下のとおり配置します。



【機能配置イメージ】



イ 主な諸室構成

国の児童相談所運営指針や一時保護施設の設備・運営に関する基準等を踏まえ、以下のとおり児童相談所において必要となる主な諸室を整理しました。

今後の設計等において、こうした基準等のほか、県及び先進自治体の児童相談所の状況や複合機能である「こども家庭センター本部」及び「青少年自立支援センター（ふらっぷ）」の運用状況等を踏まえながら、必要な諸室の内容や数・規模等の詳細を検討していきます。

【相談エリア】

諸室	用途
相談室	児童相談所，こども家庭センター，青少年自立支援センターにおける相談者との面接や面談等を行う諸室
相談室（大）	上記用途のほか，グループワークや小規模打合せ等を行う諸室
心理判定室	子どもの心理検査や療育手帳に係る判定等を行う諸室
心理療法室， プレイルーム	子どもの行動観察等を行う諸室
事務室	児童相談所（一時保護施設除く。）・こども家庭センター・青少年自立支援センターの職員用の執務室
大会議室	合同ケース会議等の大規模な会議を行う諸室
会議室	各種会議や職員研修等を行う諸室
ファイル室	過去のケース記録や公文書等を保管する諸室
倉庫	施設内の備品等を保管する諸室
更衣室	職員が着替えや私物の保管等を行う諸室
トイレ	相談者や職員等の兼用トイレ
赤ちゃんの駅	来所者が授乳やおむつ交換等を行う諸室
キッズスペース	相談等で来所した子どもが遊べるスペース

【一時保護エリア】

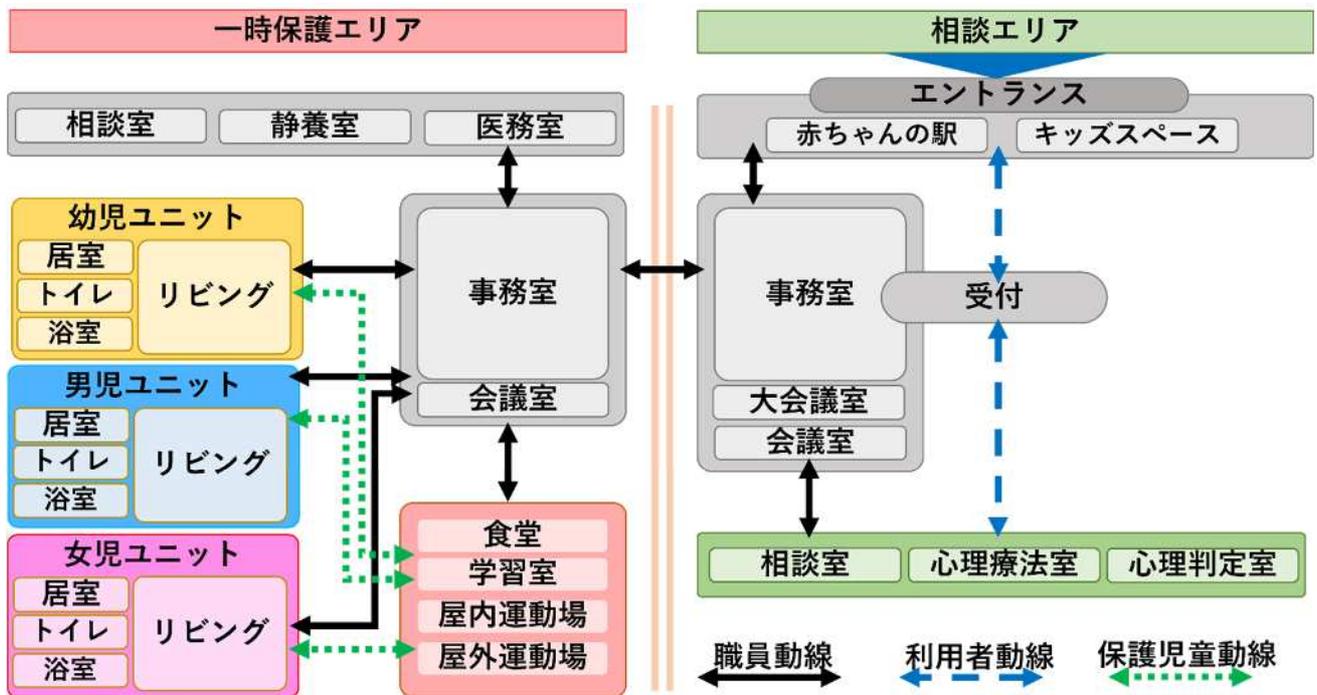
諸室	用途
学齡児ユニット	入所中の学齡児の居室（原則個室）やリビング，浴室，トイレ等を配置するスペース 男児・女児別にユニットを整備
幼児ユニット	入所中の幼児の居室やリビング，浴室，トイレ等を配置するスペース
学習室	入所中の子どもの学習支援を行う諸室
食堂	入所中の子どもが食事をする諸室
調理室	入所中の子どもに提供する食事を調理する諸室
医務室	入所中の子どもの診察や薬の保管等を行う諸室
静養室	体調不良の子どもが生活するための諸室
インテーク室 （入所準備室）	入所時の面接の実施や私物の引渡し，館内着への着替えなどを行う諸室
相談室	入所中の子どもの面接や保護者との面会等に使用する諸室
家族支援室	親子関係の形成や再構築に向けた支援等を行う諸室
用務員室	施設管理業務の従事者が着替えや食事を行う諸室
衣類保管室	入所中に子どもが着用する衣類を保管する諸室
洗濯・乾燥・ リネン室	入所中の子どもの衣類等の洗濯・乾燥，リネンの保管等を行う諸室
トイレ	入所中の子どもや職員等の兼用トイレ
屋内運動室	入所中の子どもが運動することができる諸室
屋外運動場	入所中の子どもが屋外で運動や散歩等ができるスペース
事務室	一時保護エリアの職員用の執務室
会議室	少規模の会議や打ち合わせ等を行う諸室
私物保管室	入所時に預かる子どもの所持品を保管する諸室

(4) ゾーニング

「相談エリア」については、相談者同士が接触しないよう、エントランスから受付、相談室までワンストップでアクセスできる動線とすることで、相談者のプライバシーの保護を図ります。

「一時保護エリア」については、良好な家庭的環境下で、安全・安心に生活できるように、ユニットの整備を基本とするとともに、「相談エリア」との動線を分離し、入所中の子どものプライバシーの保護に配慮します。

また、入所中の子どもの様子を職員が視認しやすい諸室配置とすることで、的確なケア・アセスメントの実施や安全・安心な生活空間の確保を図ります。



5 計画の推進にあたって

(1) 里親委託の推進

児童相談所においては、一時保護後、家庭復帰が困難な子どもの児童養護施設等への入所、里親等への委託等（社会的養護）を行うことから、県との業務移管等に係る協議・調整状況を踏まえながら、社会的養護施設との支援・連携体制等を整えていきます。

特に、国においては、より家庭的環境下で子どもを養育（家庭養育優先原則）するよう、一時保護後の家庭復帰が困難な子どもの里親委託を推進していることから、本市においても、児童相談所開設後の里親委託を円滑に推進できるよう、開設前から、里親制度の普及・啓発のより一層の強化に加え、里親の確保等にも取り組むなど、地域社会が一体となって子どもを守り・育てる環境構築を目指します。

(2) 子どもの権利擁護の推進

児童相談所における相談支援の実施にあたっては、常に子どもの権利（生きる権利・育つ権利・守られる権利・参加する権利）が保障されているかを確認しながら進めることが求められています。

本市においても、一時保護施設や里親宅、児童養護施設等の子どもが自分の意見等に対する適切な支援を受けられることで、自己肯定感や自信を高め、前向きな気持ちで生活することができるよう、子ども自身の意見等を踏まえた措置の決定や、子どもの福祉に関する知見を有した第三者（アドボケイト）による支援など、子どもの権利を保障し、最善の利益を確保できる仕組みや環境を整備していきます。

(3) 財源の確保

施設の概算整備費については、約30億円程度（土地取得費や備品購入費等は除く。）を見込んでおり、財源として国庫支出金や地方債の活用を想定しています。

また、供用開始後の人件費や措置費、施設維持管理費等の運営費についても、国庫支出金の活用などを見込んでいます。

【財源措置】

	整備費	運営費 ^{※3}
児童相談所	<p>●地方債</p> <p>地方交付税措置のある地方債の活用を見込む。</p>	<p>●国庫支出金</p> <p>「児童入所施設措置費等国庫負担金」^{※1}及び「児童虐待防止対策等総合支援事業費国庫補助金」^{※2}の活用を見込む。</p>
一時保護施設	<p>●国庫支出金</p> <p>「次世代育成支援対策施設整備交付金」の活用を見込む。</p> <p>【交付額】</p> <p>国の定める交付基礎額と、対象経費の実支出額等に1/2を乗じた額を比較し、少ない方の額</p> <p>●地方債</p> <p>地方交付税措置のある地方債の活用を見込む。</p>	

※1 里親への委託や児童養護施設への入所等の措置に要する費用等の一部

※2 一時保護に係る学習指導や司法審査等への対応に係る専従職員等の配置に要する費用等の一部

※3 このほか児童相談所設置市としての地方交付税措置がある。

(4) 開設スケジュール

令和8年度より、基本設計等の施設整備や首都圏近郊児童相談所設置都市への職員の派遣研修等に着手し、令和12年度内の供用開始を目指します。



※ 今後、事業の進捗等に応じて変更となる場合があります。

